

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 11(あ)96	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	詐欺被告事件	原審事件番号	平成 10(う)1413
裁判年月日	平成 12 年 7 月 12 日	原審裁判年月日	平成 10 年 12 月 9 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 54 卷 6 号 513 頁		

判示事項	相手方の同意を得ないで相手方との会話を録音したテープの証拠能力が認められた事例
裁判要旨	詐欺の被害を受けたと考えた者が、相手方の説明内容に不審を抱き、後日の証拠とするため、相手方との会話を録音することは、たとえそれが相手方の同意を得ないで行われたものであっても、違法ではなく、その録音テープの証拠能力は否定されない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	<p>弁護人桃谷一秀の上告趣意第一点は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であり、同第二点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は、対話者の一方が相手方の同意を得ないで会話等を録音することが判示の事情の下では違法ではないとするにとどまり、所論のこのような趣旨まで判示したものではないから、前提を欠き、いずれも適法な上告理由に当たらない。</p> <p>なお、所論にかんがみ、職権で判断すると、【要旨】本件で証拠として取り調べられた録音テープは、被告人から詐欺の被害を受けたと考えた者が、被告人の説明内容に不審を抱き、後日の証拠とするため、被告人との会話を録音したものであるところ、このような場合に、一方の当事者が相手方との会話を録音することは、たとえそれが相手方の同意を得ないで行われたものであっても、違法ではなく、右録音テープの証拠能力を争う所論は、理由がない。</p> <p>よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。</p> <p>(裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 河合伸一 裁判官 福田博 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷玄)</p>

※参考：判例タイムズ 1044 号 81 頁、判例時報 1726 号 170 頁